

(様式第6-3号)

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

郡山市

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1. 西部地区

湖南町

##### (1) 現況

本地区は、標高500m以上の準高冷地にあり、気候は冷涼で降雪量も多く、経営形態は、水稲と野菜（布引高原大根を始め、キャベツ、トマト、キュウリ、インゲン）、そば、畜産、菌茸等の複合経営を主体とする営農が行われている。

##### (2) 課題

農地・農業用施設等については、従来、地域の共同活動により維持管理されてきたが、過疎化、高齢化、兼業農家の増加による混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動の継続が困難となり、農業用施設等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増が懸念されている。

また、中山間地域等では、傾斜等による生産条件の不利が原因で、農業生産活動の継続が困難となっていることから、平坦地域との生産条件を補正する取り組みを行うことが求められている。

さらに、本地区の豊かな自然条件を活かし、自然循環機能の維持・増進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

##### (3) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 2. 中部地区

三穂田町 安積町 逢瀬町 片平町 熱海町

喜久田町 富久山町 日和田町 旧郡山市

### (1) 現況

本地区は、標高250m程度の平坦地で、中心市街地の近郊に位置し、安積  
疏水により水利条件に恵まれ、経営形態は、都市化のため兼業農家がほとん  
どで、県営・団体営等の事業により全体面積の約70%がほ場整備された水稲単  
作地帯であり、一部の農家では水稲と施設野菜（トマト、キュウリ）、果樹、  
畜産等の複合経営が行われている。

### (2) 課題

農地・農業用施設等については、従来、地域の共同活動により維持管理され  
てきたが、高齢化、都市化、兼業農家の増加による混住化等の進行に伴う集落  
機能の低下により、地域の共同活動の継続が困難となり、農業用施設等の地域  
資源の保全管理に対する担い手農家の負担増が懸念されている。

また、中山間地域等では、傾斜等による生産条件の不利が原因で、農業生産  
活動の継続が困難となっていることから、平坦地域との生産条件を補正する取  
り組みを行うことが求められている。

さらに、都市近郊の地域環境向上のため自然循環機能の維持・増進を図り、  
環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

### (3) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進する  
ことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動  
に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業  
生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業  
において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の  
高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 3. 東部地区

西田町 中田町 田村町

### (1) 現況

本地区は、阿武隈川右岸から阿武隈山系に広がる標高200mから480m  
の起伏の多い丘陵地帯で、田、畑、山林、原野が入り組み、耕地が分散して経  
営規模が小さく水利条件が悪かったため、国営郡山東部総合農地開発事業等が  
進められ、優良農地と農業用排水路等が整備された。経営形態は、水稲、野菜、

果樹、花木等が栽培されており、畜産と水稻、葉たばこと水稻等の複合経営が行われている。

## (2) 課題

農地・農業用施設等については、従来、地域の共同活動により維持管理されてきたが、過疎化、高齢化、兼業農家の増加による混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動の継続が困難となり、農業用施設等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増が懸念されている。

また、中山間地域等では、傾斜等による生産条件の不利が原因で、農業生産活動の継続が困難となっていることから、平坦地域との生産条件を補正する取り組みを行うことが求められている。

さらに、本地区の豊かな自然条件を活かし、自然循環機能の維持・増進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

## (3) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西部地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
②	中部地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
③	東部地区	法第3条第3項各号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

## 1. 対象農用地の基準

### 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(1)の指定地域のうち(2)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、そのすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### (1) 対象地域（昭和25年2月1日時点の旧市町村表記）

##### ア 特定農山村法、山村振興法に基づき指定された地域

月形村、中野村、三代村、福良村、赤津村、熱海町、御館村、谷田川村、二瀬村

##### イ 棚田地域振興法に基づき指定された地域

河内村、片平村

※棚田地域振興法に基づき指定された地域のうち、対象農用地となるのは、指定申請書において保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に限る。

##### ウ 地域の実態に応じて県知事が指定する地域（特認地域）

岩江村、高瀬村、中妻村、三和村、穂積村、河内村、多田野村、片平村、喜久田村、日和田町、小泉村、丸守村、逢隈村、高野村、宮城村、守山町

#### (2) 対象農用地

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### ア 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

##### イ 自然条件により小区画・不整形な田

##### ウ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

##### エ 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満で、かつ地域区分毎に次の要件を満たす農用地

##### (ア) 特定農山村法及び山村振興法の規定に基づく指定地域

特定農山村地域、振興山村地域に存する一団の農用地である場合

##### (イ)

オ 市長の判断によるもの

(ア) 緩傾斜農用地

a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

b 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(a) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄地率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄地率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(b) 土地条件が著しく悪い場合

(c) その他

(イ) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

カ 福島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2. 集落協定の共通事項

### (1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた対象農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら又は集落内外の担い手が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等の維持管理を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

### (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

### **(3) 集落の総合力の発揮に資する事項及び民間活力の活用推進**

集落は、その構成員の中にそれぞれ専門的知識・技術・資源を持つ者を有する集団であり、このような集団が有機的に連携し、総合力を発揮することができれば個々の農業者以上の成果をおさめることも期待できる。

したがって、集落協定において、集落の実情に応じて、農地の連担化、一集落一農場制による機械コスト低減に向けての検討、畜産農家との連携による堆きゅう肥の活用、集落外農家との連携・農地の受託について取り組むことが望ましい。

また、継続的かつ発展的な農用地の保全と営農及び集落活動のため、地域の実情に即して農地利用集積円滑化団体やNPO法人、民間会社等の機能を活用することを検討し、必要に応じて集落協定に盛り込むこと。

## **3. 対象者**

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う者とする。

## **4. その他必要な事項**

### **(1) 既荒廃農地の取り扱い**

既荒廃農地を協定に位置付けた場合には、事業の実施期間中に既荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

### **(2) 現に災害を受けている農用地の災害復旧の概要**

ア 令和元年度台風19号により被災した農用地の復旧は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地災害復旧事業により行う。

イ アにより復旧が行われない農用地の復旧は、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業により復旧を推進する。

ウ 事業の実施期間中に復旧し、農業生産活動等を実施する旨が協定に位置付けられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

### **(3) 土地改良通年施工に係る事業の概要**

集落協定に事業の実施が位置づけられている土地改良通年施工に係る農用地については、交付金の交付対象とすることができる。

**(4) その他**

その他必要な事項については、郡山市長が別に定めるものとする。